

# 核兵器・核実験モニター

NUCLEAR WEAPON & NUCLEAR TEST MONITOR

●発行所 平和資料協同組合(ピースデポ)/PCDS(太平洋軍備撤廃運動:  
Pacific Campaign for Disarmament and Security)  
〒223-0051 横浜市港北区箕輪町3-3-1 日吉グリュエネ102号  
TEL:045-563-5101 FAX:045-563-9907 E-mail:peacedepot@y.email.ne.jp  
http://www.jca.apc.org/peacedepot/

●編集責任者 梅林宏道 ●郵便振替 口座番号:00280-0-38075 加入者名:平和資料協同組合

毎月2回1日、  
15日に発行。

1996年4月23日第三種郵便物認可

98 99/9/1

¥100

カナダ□非核州 vs 連邦政府

## 米軍基地用地で正面对決

鍵は米軍の核「肯定も否定もしない政策」

カナダのブリティッシュ・コロンビア州のジョージア海峡にある基地「カナダ軍海洋実験・テスト射爆場」のリース契約延長をめぐる、非核自治体である州政府と米国との同盟を優先させる連邦政府のあいだで、激しい対立が続いている。演習場(海域)の所有権をもつ州政府は「来訪する米艦船が核兵器を搭載しない」ことを条件とした。連邦政府は、土地収用の手続きをとり、それに対して市民は憲法違反で提訴をした。

### 人ごとではない周辺事態法下の日本の自治体

#### ナヌース湾基地

カナダ太平洋岸のブリティッシュ・コロンビア(BC)州議会は、1992年4月23日、52対1の多数で非核地帯となる決議を行った。

その州都バンクーバーのある北米大陸とバンクーバー島との間のジョージア海峡に、「カナダ軍海洋実験・テスト射爆場(CFMETR)」という海軍基地がある。名前からするとカナダ海軍の基地のように聞こえるが、実際には、カナダ海軍が管理しているものの、ほとんどが米海軍によって使用されている米軍基地である。バンクーバー島のナヌース湾に中心施設があり(右地図参照)、そこには「ナヌース転換運動(NCC)」というねばり強く継続されている反核市民運動がある。

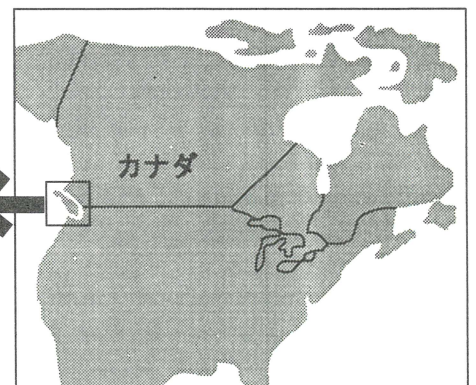
基地の海域はBC州政府の所有地であり、カナダ連邦政府とのリース契約によって貸与されている。

米ワシントン州キーポートにある「米海

軍海中戦争センター・キーポート部」が、実質的にここでの演習を管轄する部隊である。演習の内容は、潜水艦を音響で探知するソノブイの試験と、魚雷の発射実験が中心とされている。米軍使用の基地は、1962年に仮施設ができ、最初の米カ協定が1965年に調印されて発足した。キーポートとナヌースの間は、水上飛行機で装置や人が頻繁に往来する。基地

の海底は、約400メートルの深さの平坦な地形をなしている。

カナダ国防省が発表した統計によると、もっとも頻繁に使われる演習場の区画では、1996年までに28,000個の魚雷と標的がテスト射爆され、60,000個のソノブイが投下された。また、1967年以来、実験のために160隻の潜水艦を含む650隻の軍艦が訪問した。魚雷は特別設計の軍艦、航空機、水上艦、潜水艦などから発射されるとともに、81個の魚雷はロケットから発射された。米海軍の使用頻度



は、カナダ海軍の6倍から7倍であると、カナダ国防省は発表した。

## 背景にサケ戦争

今回のBC州政府(革新政党である新民主党政権)と連邦政府の衝突の背景には、1997年の米カ太平洋サケ漁協定をめぐる争いがあった。政府間の交渉であるが、サケ資源保全に直接に利害のあるBC州は、米国が強行する不利な交

渉条件への対抗措置として、米国にとって重要なナヌース湾基地のリースを中止するという戦術に出た。そして契約に定められた90日前の取消し通告を行った(1997年5月22日)。市民運動は、基地本来の危険の問題を論じないで、サケ漁の取り引きに基地問題が使われることに批判的であった。

しかし、連邦政府は州政府の戦術を恐れ、法による基地の土地(海底)収用をほのめかした。そして期限切れの約1週間前に連邦政府は、最高裁判所に問

題の海域の管轄権をめぐる争いを提訴して、州政府によるリース解約を阻止した。裁判とは別に、州政府と連邦政府の交渉は続けられた。

## 核兵器禁止が主要議題に

1999年9月4日に、州政府と連邦政府の間のリース契約の期間が切れる。基地の継続使用を確保するために、連邦政

5ページへつづく →◆

# 解説:NPT準備委員会最終報告書

5月の核不拡散条約(NPT)条約第3回準備委員会(ニューヨーク)の経過は前号で紹介した。第3回準備委員会は、1997年の第1回から今年の第3回までの準備委員会を総合した「最終報告書」を採択し、2000年再検討会議へと送った。会議が非公開でおこなわれていることから、その正確な全文は現時点では入手できていないが、下記で紹介する「最終報告書(案)」でその概要をつかむことができる。この案が提示された最終日(5月21日)の、最後の数時間のうちに正式な報告書がまとめられて採択されたと考えられる。前号で紹介した内容が文書上でどのように位置づけられているかを整理したい。(川崎哲)

## 「NPT2000年再検討会議への準備委員会最終報告書(案)」

1999年5月21日

(NPT/CONF.2000/PC.III/WP.1)

### 第1・2章(1~12節)

第1回から第3回準備委員会までの参加国、議長、委員会など作業手順の記録。

### 第3章(13~18節)

各回の委員会での実質的な議論の記録。

[13節]95年の決定に基づいて、各回の準備委員会で3つの課題群(「核軍縮」、「保障措置」、「核エネルギー」)に分けて議論してきたこと。

[14節]第1回準備委員会での成果。議長文書など。

[15節]第2回準備委員会で「カットオフ条約(FMCT)」、「中東決議」、「消極的安全保障(NSA)」について時間枠が設けられたこと。

[16節]第3回準備委員会で「核軍縮」、「FMCT」、「中東決議」について時間枠が設けられたこと。

[17節]「(案)」の時点では白紙。「第3回準備委員会で議長文書が提出され合意をみなかったが本報告書に添付す

る」旨がここに記載されたと考えられる。

[18節]各回にわたり各国から多数の文書が提出されたこと。そのリストを付属文書Ⅱとして添付すること。

### 第4章(19~25節)

2000年会議の日付・場所(4月24日~5月19日、ニューヨーク)／議事運営規定(第3回準備委で合意。付属文書Ⅲ。内容は前号参照。)／議題案(付属文書Ⅳ)／財政／予備文書(★第3回準備委で合意。内容は前号参照。)／2000年会議の最終文書(★第3回準備委で合意。内容は前号参照。)

### 第5章(26~28節)

2000年会議の事務局

[26節]議長に南アのセレビ元軍縮大使を任命。

[27節]各主要委員会の議長の任命。(前号参照)

[28節]起草委員長は東欧グループから、資格審査委員長は非同盟諸国から。

### 第6・7章(29~30節)

2000年会議の事務総長、2000年会議への召集と参加。

### 第8章(31節)

2000年会議への勧告  
[31節]「(案)」の時点では白紙。

### 第9章(32節)

最終報告書の採択

付属文書Ⅰ:第3回準備委員会の概略記録集

(NPT/CONF.2000/PC.III/SR1~)

付属文書Ⅱ:文書のリスト

付属文書Ⅲ:2000年会議議事運営規定

付属文書Ⅳ:2000年会議議題案

(注1)5月14日付と20日付の両方の議長文書(前号参照)は、「付属文書Ⅱ:文書のリスト」の中に列挙される形で、2000年会議に送られたと見られる。

(注2)5月20日付議長文書(改訂版)は全61項にわたるが、例えば次のような内容が含まれている。

○核兵器国による非戦略核兵器廃棄の交渉への呼びかけ。(22項c)

○警戒態勢解除、照準外し、すべての核兵器の不活性化、核弾頭の運搬手段からのとり外し(22項e)

○核軍縮を扱う特別委員会をジュネーブ軍縮会議(CD)に設置すること。(23項e)

○イスラエルに対し遅滞ない無条件のNPT加盟および、核施設を国際原子力機関(IAEA)の全面的保障措置のもとにおくことを要求。(37項)

○法的拘束力をもった消極的安全保障(NSA)とりきめの早期締結。(40項)

(注3)上に挙げた付属文書Ⅰ~Ⅳのほかに、★の2点についてそれぞれ独立した文書がある。この2つの文章が付属文書の何番として位置づけられているかは明らかでない。④

# 東京フォーラム:17項目の主要勧告

「核不拡散・核軍縮に関する東京フォーラム」(日本国際問題研究所・広島平和研究所共催)の最終報告書が、7月25日に東京都内で発表された。報告書は「核の危険に直面して——21世紀への行動計画」と題し、本体は、「第1章:新しい核の危険」、「第2章:核の危険を削減するための戦略関係の修復」、「第3章:核拡散の防止と転換」、「第4章:核軍縮の達成」、「第5章:主要提言」からなる。松永信雄・明石康共同議長らは、小淵首相に報告書を手渡した(7月26日)ほか、アナン国連事務総長にも報告した(8月4日)。

この報告書の合意は、最終会合終了直前までもつれ込んだとも言われる。それだけに、時間をかけた報告書全体の分析が必要であるが、ここではまず、「第5章:主要提言」のみを資料として掲載する。主催者による仮訳であることをお断りしておく。原文は英語のみであり、たとえば6項は、「即時警戒態勢を解除せよ」とは勧告しておらず、誤解を招く訳となっている。

1999年7月25日

## 核の危険に直面して —21世紀への行動計画—

核不拡散・核軍縮に関する東京フォーラム  
(日本国際問題研究所・広島平和研究所共催)

### 主要提言

冷戦終結後10年が経過し21世紀を目前に控えた今、国際的安全保障の構造が崩壊しつつあり、核の危険が憂慮すべき勢いで増大している。主要国間の関係は悪化している。国際連合は政治的、財政的危機の中にある。核兵器その他の大量破壊兵器の拡散防止のための国際体制も窮地に陥っている。テロ行為はますます懸念される変化を遂げつつあり、大量破壊兵器で武装したテロリストが現れる可能性もある。インド・パキスタンによる核実験は、核兵器はもはや有効ではないという見方に全ての国が同意しているわけではないことを示した。これまでの数年間に亘る不断の努力にも拘らず、大量破壊兵器の拡散を頑強に追求する国による秘密裡の大量破壊兵器計画を阻止できない。米口間の核軍縮プロセスは停滞し、これが世界的な軍縮のアジェンダに悪影響を及ぼしている。アジアの状況は特に流動的であり、今後数年間に軍縮及び不拡散に好ましくない変化が生じる恐れがある。

このような危険な傾向を逆転させるため、速やかに協調的な行動がとられなければ、不拡散・軍縮に関する諸条約は無意味な文書となろう。不拡散・軍縮への誓約について、認識を新たにすることが緊急に求められている。我々東京フォーラム・メンバーは、緊急及び長期的観点から、増大する危険に対する注意を喚起し、かつ、これを是正する行動をとるべく、本報告書をここに公表する。

東京フォーラムは、この召集者であり、核不拡散・核軍縮の努力を継続する日本政府のイニシアティブを賞賛する。我々は、核不拡散・核軍縮において、日本政府が積極的な役割を今後とも果たし続けることを希望し期待していることを表明する。

1 核兵器拡散防止条約(NPT)の中核的合意を再び誓約することにより、NPT体制の弱体化を阻止し、修復せよ。

NPTは核軍縮と核不拡散を同時に要求している。核兵器国は核軍縮の具体的な進展を示さなければならない一方で、非核兵器国は条約の支持のため結集し、国際原子力機関(IAEA)の強化された保障措置を受け入れる等の方法によって、より強い措置をとらなければならない。条約の中核的な取り引きを保持するためには、NPTを強化する措置を検討し、義務履行の問題に対応するための協議委員会と常設事務局が創設されるべきである。

2 漸進的削減を通じて核兵器を廃絶せよ。

世界は、確実な拡散の危険に直面するか、又は、軍縮に挑戦するかの選択に直面している。より良い選択は、核兵器の漸進的削減とその完全な廃絶を実現することである。広島、長崎が体験した核兵器による破壊及びその影響からの回復の苦痛は、他の如何なる都市にも経験させてはならない。核兵器国は、核廃絶の目標を改めて確認し、この目的の実現に向けて持続的、かつ、具体的な措置を講じていかなければならない。

3 核実験禁止条約の発効を実現せよ。

包括的核実験禁止条約(CTBT)は、主な条約未批准国—米国、ロシア、中国、インド、パキスタン、北朝鮮及びイスラエル—によって緊急に批准されなければならない。全ての国は核実験停止のモラトリアムを尊重し、条約の検証制度に要する費用を公平に負担しなければならない。

4 STARTプロセスを再活性化させ、核兵器削減の対象を拡大せよ。

東京フォーラムは、米国及びロシアに対して、核兵器削減と安全保障に関する新たな包括的交渉を開始し、START IIとSTART IIIのプロセスを一体化させ、配備された戦略核弾頭数を1000発まで更に削減することを要請する。これら条約が引き続き停滞してしまう場合には、両国が同時並行的に検証可能な方法で核弾頭数をこの水準にまで削減させていくことを要請する。検証可能な方法による削減と廃絶は、未配備の戦略核兵器と戦術核兵器も含められるべきである。更に、東京フォーラムは、中国が英国とフランスがとった保有核兵器削減措置に加わることを要請し、まずは少なくともこれを増加させないことを求める。

5 核について透明性を高める措置を採用

せよ。

核戦力の不可逆的な削減を実現するためには、より高い透明性が必要である。東京フォーラムは、核兵器国がこれまで実施してきた透明性措置を歓迎し、これらの国が更に透明性を高めることを求める。最近、英国とフランスがとった透明性措置は、両国の核兵器保有数量と貯蔵量を相当明らかにすることになった。これらの措置は、更に発展させていくことができよう。米国は、その核ドクトリン、核配備及び核関連技術開発に関して多くの透明性措置を導入している。その貯蔵量に関する更なる情報は核軍縮に向けての措置に良い影響を与えるであろう。ロシアは、その核兵器計画のいくつかの部分について公表している。ロシアは、その核ドクトリン、戦術核の数、及び核分裂性物質の数量についての更に透明性措置を高めることができよう。中国は、透明性措置をあまりとっていない。核兵器の数量やその種類、核分裂性物質の数量についての更なる透明性措置の実行は、地域と世界に良い影響を及ぼすので、奨励されるべきである。

6 全ての核兵器について即時警戒態勢を解除せよ。

東京フォーラムは、全ての核兵器国に対し、全ての核兵器について即時警戒態勢を解除することに合意し、これを実行することを要請する。この目的のため、米口両国がSTART II合意の下で削減される核兵器について警戒態勢を直ちに低下させることを求める。コンピュータの2000年問題によって核兵器が偶発的に発射されてしまう危険をなくするため、全ての核兵器国は、全ての核兵器について、この懸念される期間中、警戒態勢を解除すべきである。

7 核分裂性物質を、特にロシアにおいて管理せよ。

米国は、旧ソ連諸国における脅威削減努力に対する協力を継続し、増大すべきである。国際社会、特にG8諸国とEUは、脅威削減努力に対する協力を大幅に拡大すべきである。核兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)が速やかに合意されることを求める。また、中国、インド、パキスタン及びイスラエルに対しては、兵器用核分裂性物質の生産停止を宣言することを求める。核兵器国は、余剰となった全ての軍事用核分裂性物質と全ての民生用核分裂性物質をIAEA保

障措置下に置くべきである。

## 8 テロに注意せよ。

東京フォーラムは、大量破壊兵器が過激・狂信・犯罪集団の手に渡るのを防止するため、地域的及び世界的な協調努力を行うことを求める。

## 9 ミサイル拡散に対する措置を強化せよ。

ミサイル輸出管理レジーム(MTCR)のガイドラインが強化される必要がある。我々は、全ての国、特に北朝鮮がこのガイドラインを尊重し、MTCRに参加することを求める。国際社会は、ミサイル拡散を規制し、これをむしろ巻き返すため、87年の米ソINF条約の規定を参考にして、国際的又は地域的合意を形成する等の現実的方法を探求すべきである。より大きな問題となりつつあるミサイル拡散の問題に対応するために、関係国は特別な会合を開催すべきである。

## 10 ミサイル防衛の配備は慎重にせよ。

東京フォーラムは、ミサイル防衛の配備は不確実性と複雑さをもたらす可能性があることを認識している。我々は、弾道ミサイルがもたらす安全保障上の懸念を理解する一方で、先進的なミサイル防衛を配備することを検討している全ての国に対しては、その配備は、核兵器の脅威を削減するためのその他の方法と整合性を取りつつ慎重に進めることを要請する。

## 11 南アジアにおける拡散を阻止し、巻き返しをせよ。

東京フォーラムは、インド及びパキスタンに対し、短期では、核実験停止モラトリアムを継続すること、CTBTを署名・批准すること、核兵器用核分裂性物質生産禁止条約の早期交渉を支持すること、核の危険の削減措置を採用して、これを適切に実施すること、ミサイル発射実験を中止すること、核とミサイルの関連輸出を規制する誓約を確認すること、挑発的行為を中止すること、及びカシミール

問題を解決するための措置をとることを求める。長期では、インド及びパキスタンが非核兵器国としてNPTに加入することを強く促す。

## 12 中東における大量破壊兵器を廃絶せよ。

東京フォーラムは、平和な中東と大量破壊兵器のない中東という二つの主要目的の間にリンケージがあると認識している。我々は、アラブ・イスラエル和平プロセスの再活性化、イラクの大量破壊兵器に対する国連安保理の監督の下にある効果的な管理体制の再開、ミサイルとその発射実験計画の抑制、中東地域の全ての国による化学兵器禁止条約と生物兵器禁止条約の効果的かつ検証可能な方法による実施、IAEAの強化された保障措置の実施、及び、イスラエルが非核兵器国としてNPTに加入することを求める。

## 13 朝鮮半島における核とミサイルの危険を根絶せよ。

東京フォーラムは、朝鮮半島非核化の目標が可能な限り速やかに実現できるよう、全ての関係国がその努力を倍加することを促す。我々は、北朝鮮がその黒鉛減速炉と関連施設を凍結していることが維持されるよう、協調的な国際的努力がとられることを求める。北朝鮮における核兵器とミサイル関連の全ての活動は、大量破壊兵器搭載可能なミサイル技術の生産及び売却を含め、中止されなければならない。我々は、1994年の「合意された枠組み」の完全かつ効果的な実施を求めるとともに、北朝鮮によるIAEAの保障措置協定の完全な実施と、IAEAの強化された保障措置の遵守を求める。

## 14 拡散を支持することになる拒否権は行使しないようにせよ。

東京フォーラムは、国連安保理に対し、大量破壊兵器の拡散は国際の平和と安全に対する脅威であると宣言する決議を採択するよう求める。安保理常任理事国は、拡散を

防止する特別な責任を有する。我々は、大量破壊兵器の使用、又は、使用の威嚇の対象となった国連加盟国を支援、又は、防衛する努力に対して拒否権を行使することを自制するよう求める。常任理事国と潜在的な常任理事国は、不拡散について模範的な実績を持つべきである。

## 15 軍縮会議を再活性化せよ。

東京フォーラムは、軍縮会議がその議事手続規則を改善し、作業計画を一新し、意義のある活動を実施することを求めるとともに、そうしないのであれば、その活動を中止することを求める。全会一致規則は、恒常的な行き詰まりをもたらしている。多国間条約の交渉の開始と終了について、全会一致が必要とされるべきではない。

## 16 軍縮の検証措置を強化せよ。

東京フォーラムは、効果的な検証措置が広範に採用されることを求める。核軍縮の検証の対象は、未配備の核兵器と核兵器の解体にも拡大されるべきである。生物兵器禁止条約のために効果的な検証措置の議定書が合意されるべきであり、また、化学兵器禁止条約の検証体制を弱体化している実施規則は撤回され、改善されるべきである。

## 17 核不拡散・核軍縮の違反に対して効果的な制裁メカニズムを構築せよ。

東京フォーラムは、核不拡散と軍縮を求める全ての国に対して、軍備管理条約の違反国は捕捉されるのみならず、重大な結果に直面するということを周知させるアレンジメントを構築することを積極的に支持するよう求める。国際社会は、広いコンセンサスに基づく、違反国への対応について、国連憲章第7章の利用の可能性を含め、一致し、決然としなければならない。効果的な条約遵守に対する国際社会の支持を構築し、維持するためには、改革されて権威を持つ安保理を有する、再活性化された国連が不可欠である。

## 東京フォーラム最終会合 参加者リスト

### 共同議長

- 明石康 前広島平和研究所所長
- 松永信雄 日本国際問題研究所副会長

### 参加者(ABC順・国名は出身国)

- ニシャット・アフマド  
地域研究所前所長(パキスタン)
- マルコス・アザンブージャ  
駐仏大使(ブラジル)
- セルゲイ・ブラゴボリン  
世界経済国際関係研究所副所長(ロシア)
- エミリオ・カルデナス  
香港上海銀行専務取締役(アルゼンチン)
- テレーズ・デルペシュ  
仏原子力庁企画部長(フランス)
- ロルフ・イケウス  
駐米大使(スウェーデン)

- ロバート・ガルーチ  
ジョージタウン大学国際関係学部長(米国)
- 胡小笛(Hu Xiaodi)  
中国国务院外交部軍控司副司長(中国)
- 今井隆吉  
世界平和研究所首席研究員(日本)
- ヨアヒム・クラウゼ  
独外交協会副会長(ドイツ)
- マイケル・クレポン  
ヘンリーステムソンセンター所長(米国)
- パトリシア・ルイス  
国連軍縮研究所(UNIDIR)所長(英国)
- ペギー・メイソン  
カナダ国際平和と安全保障評議会部長(カナダ)
- ロバート・オニール  
オックスフォード大学教授(オーストラリア)
- アブドゥル・モネム・サイド  
アハラム戦略研究所所長(エジプト)

- ジョン・シンプソン  
サザンプトン大学マウントバットン国際研究センター所長(英国)
- ゲンナジー・ウドベンコ  
ウクライナ最高会議議員(ウクライナ)
- ザカリア・ハジ・アフマド  
マレーシア国立大学教授(マレーシア)

### 欠席

- ◆ジョセフ・ナイ  
ハーバード大学ケネディスクール学長(米国)
- ◆韓昇洲(Han Sung-Joo)  
高麗大学教授(韓国)
- ◆銭嘉東(Qian Jiadong)  
中国国際戦略学会高級顧問(中国)
- ◆ピエール・ルルーシュ  
英国国際戦略問題研究所理事(フランス)
- ◆ジャスジット・シン  
印防衛研究所所長(インド)

◆ ← 2ページからつづく

府はサケ漁の補償金額を3倍近く引き上げる譲歩によって、今年5月に合意にこぎつけたかにみえた。しかし、非核地帯として州政府にはもう一つの要求があった。それは、連邦政府が「核兵器搭載艦の訪問禁止」を保証することであった。

連邦政府はこの要求を拒否した。米国の「核兵器の存在を否定も肯定もしない(NCND)政策」があるからである。BC州政府の要求は、連邦政府が、その政策の撤回を米国に要求することを求めることになる。

連邦政府は、ついに土地収用の手続きを開始した。連邦政府が、州政府の土地を敵対的に収用する事態は歴史上初めてのことである。5月22日、カナダ政府は「収用の意図通告」を行った。法に定められた公聴会が開始された。ナヌース

湾に近いナネイモ市で7月19日から30日まで公聴会が開かれた。NGOも参加した。8月3日からはデモに囲まれたなかでバンクーバー市に公聴会が移った。そのときにBC州政府が正式に反対意見を述べた。公聴会は8月17日まで続く。

公聴会判事には、判断を下す権限はなく、意見を連邦政府に集約して提出するだけの権限である。市民団体は連邦政府の収用手続きは憲法違反だとして、裁判所に提訴をしようとしている。

## ゆかりの深い PCDSとNCC

太平洋軍備撤廃運動(PCDS)とナヌース湾基地に反対するナヌース転換運動(NCC)とはゆかりが深い。1987年、筆者は、PCDSが結成されてまもなく、カ

ナダBC州の運動に招かれてバンクーバー島を訪れた。もちろん、ナヌース湾基地を見学し、反対運動をする人々と交流した。当時からNCCは健在で、核兵器搭載艦船の核兵器持ち込みに反対する横須賀、佐世保など日本の運動との強い連帯が生まれた。

そのときに筆者はパティ・ウィリスと出会い、やがて彼女はPCDSの中心活動家の一人となった。彼女はナヌースに近いデンマン島というジョージア海峡の小島に住み、いま、PCDSの資料室がそこにある。

土地収用に関する公聴会において、PCDSの代表として彼女は反対の意見陳述を行った。彼女の意見陳述の全文(英文14ページ)に関心のある方は、ピースデポまで。(梅林宏道) ㊦

# 国会レポート

第145回通常国会

衆議院(1999.7.4~7.31)

参議院(1999.7.4~7.31)

(作成:佐藤毅彦)

「\*HP」とあるものは、国会図書館のホームページで会議録を閲覧できます。

<http://www.ndl.go.jp>

### <衆議院>

7月14日(水)

[予算委員会]\*HP

●北村直人(自民)●伊藤公介(自民):①北方領土②北朝鮮核・ミサイル

7月15日(木)

[予算委員会]\*HP

●斎藤鉄夫(公明)●北沢清功(社民):①旧日本軍遺棄化学兵器処理②敦賀原発事故

7月22日(木)

[災害対策特別委員会]

●松田仁(自民)●達増拓也(自由):①自衛隊一災害派遣

7月23日(金)

[外務委員会]

●森山眞弓(自民)●藤田幸久(民主)●川内博史(民主)●山中アキ子(公明)●古堅実吉(共産)●伊藤茂(社民):①北朝鮮核・ミサイル問題②NATOユーゴ空爆③コソボ復興支援④東京フォーラム⑤東ティモールへの文民警察官派遣⑥尖閣諸島⑦南沙諸島問題⑧嘉手納基地ハリアール機炎上事故⑨嘉手納弾薬庫地区PCB汚染⑩日

中関係一沖縄サミットへの招待

7月28日(水)

[決算行政委員会]

●若松謙維(公明)●米津等史(自由)●中林よし子(共産):①日本の防衛力の現状②自衛隊訓練強化③低空飛行訓練/石見空港緊急着陸

7月30日(金)

[外務委員会]

参考人意見聴取:政府開発援助(ODA)の進め方

### <参議院>

7月1日(木)

[国土・環境委員会、経済・産業委員会  
連合審査会]

●加藤修一(公明):①化学物質の環境への排出量の把握及び管理促進法律(PRTR法)案—自衛隊への適用/在日米軍基地への適用

7月6日(火)

[外交・防衛委員会]

●依田智治(自民)●齋藤勲(民主)●高野博師(公明)●小泉親司(共産)●田英夫(社民)●佐藤道夫(二ク)●島袋宗康(二ク):①IAEA保障措置協定追加議定書②北朝鮮核・ミサイル③イスラエル新政権④旧日本軍遺棄化学兵器処理⑤尖閣諸島⑥TMD—中国の反応⑦インドパキスタン情勢⑧核軍縮—核保有国の軍縮措置/日本政府の立場/北東アジア非核地帯構想⑨日中関係—新ガイドライン⑩米中関係—コソボ空爆  
◇採決:NPT第3条1及び4の規定の実施に関する日本とIAEAの協定の追加議定書→承認

[国土・環境委員会]

①沖縄基地環境汚染問題/立入調査/嘉手納飛行場PCB汚染/日本国内法の適用/北部訓練場ヘリパッド移設/恩納通信所跡地

7月7日(水)

[本会議]\*HP

◇採決:NPT第3条1及び4の規定の実施に関する日本とIAEAの協定の追加議定書→承認

7月16日(金)

[予算委員会]\*HP

●入澤肇(自由):①憲法—自衛権と自衛隊

7月19日(月)

[予算委員会]\*HP

●長谷川道郎(自民)●大淵絹子(社民)●月原茂皓(自由)●山崎力(参議院の会):①船舶検査②海上警備行動③有事法制④敦賀原発事故⑤北朝鮮核・ミサイル⑥防衛庁—省昇格問題

7月22日(木)

[外交・防衛委員会]

●野呂田芳成(防衛庁長官):①防衛庁設置法及び自衛隊法一部改正法案趣旨説明

7月26日(月)

[行政監視委員会]

◇討論:政府開発援助(ODA)の進め方

7月27日(火)

[外交・防衛委員会]

●依田智治(自民)●柳田稔(民主)●高野博師(公明)●小泉親司(共産)●田英夫(社民)●田村秀昭(自由)●山崎力(参議院の会)●佐藤道夫(二ク):①自衛隊—情報本部/師団再編成と定員削減/即応予備自衛官/ゲリラ対策/空中給油機導入問題/経費節減②有事法制/大量破壊兵器対策③北朝鮮核・ミサイル④中台関係⑤周辺事態法—空中給油支援⑥防衛庁—省昇格問題/NEC水増し請求問題  
◇採決:防衛庁設置法・自衛隊法改正案→可決

7月28日(水)

[本会議]\*HP

◇採決:防衛庁設置法・自衛隊法改正案→可決

◇◆◇◆◇

◆ ← 6ページからつづく

●7月27日付 1999年度版防衛白書、普天間飛行場の代替ヘリポートとして、「軍民共用の陸上空港案」を初めて記載。

●7月28日 コーエン国防長官、小淵首相、官房

長官、防衛庁長官と会談。普天間の移設について、「サミットまでに解決したい」と述べる。

●7月29日 北原那覇防衛施設局長、返還米軍用地の環境浄化に取り組む姿勢を初めて明確に。

●8月3日 高村外相、衆院安保委で、サミットと普天間移設問題を関連付けるような発言がないよう米駐日大使に伝えたことを明らかに。

◇◆◇◆◇

# 日誌

<核>1999.7.6~8.2  
<沖縄>1999.7.16~8.5  
沖縄の7.6~7.15分は、次号で補います

(作成:吉澤庸子、佐久間理絵)

ASEAN=東南アジア諸国連合/ARF=ASEAN地域フォーラム/CTBT=包括的核実験禁止条約/CWC=化学兵器禁止条約/DOE=米エネルギー省/KEDO=朝鮮半島エネルギー開発機構/NPT=核不拡散条約/SEANWFZ=東南アジア非核地帯/START=戦略兵器削減条約/THAAD=戦域高高度広域防衛/TMD=戦域ミサイル防衛/WB=ホワイトビーチ

- 7月7日 宇宙開発委員会、偵察機能持つ情報収集衛星に関する審議、一部非公開と方針決定。
- 7月8日付 韓国防相、北朝鮮が中国国境で新地下ミサイル基地と見られる工事の進行を確認。
- 7月9日 小淵首相、中国首相、国家主席と会談。ガイドラインへの理解求める。北朝鮮へのテポドン再発射自粛の働きかけを要請。
- 7月12日 印外務省、拘束していた北朝鮮貨物船の荷はパキスタン向けの地対地ミサイルの誘導部品や設計図だったと発表。
- 7月13日 金泳三前韓大統領、94年に米軍が対北朝鮮先制攻撃をしても韓国軍は非協力の意向を米に伝えていたことを明らかに。
- 7月13日 DOE顧問、10月以降に7度目の未臨界実験実施の考えを表明。
- 7月13日 オーストリア議会、原発建設や核兵器持込などを禁止する非核化を憲法に明記することを全会一致で承認。
- 7月14日 日韓の外務・防衛当局、「日韓安保対話」で北朝鮮テポドン再発射準備に対して連携を強化することで一致。
- 7月15日 北朝鮮が中国国境付近で行っている地下工事はミサイルの貯蔵・発射基地を目標に、垂直式発射口もあると米韓当局者の分析。
- 7月15日 北朝鮮外務省スポークスマン、ミサイル再発射問題で「我々が必要とみなし、準備が整えばいかなるときにも打ち上げる」と談話発表。
- 7月15日 海上自衛隊哨戒機、尖閣諸島沖に中国海軍のミサイル駆逐艦など10隻が航海しているのを発見。
- 7月15日 政府、北朝鮮テポドン再発射時の対抗措置は直行便運行停止、送金停止、KEDOへ資金拠出凍結の検討など発表。
- 7月15日 2002年度導入目指す情報収集衛星開発計画案が明らかに。約637億円を2000年度予算の概算要求に盛り込む。
- 7月16日 イランが今夏後半、射程距離約4200キロのミサイル発射実験準備を進めているとロイター通信。
- 7月16日 高知市で「外務省との集い」開催。県知事、非核条約を巡る外務省の対応を批判。
- 7月19日 米ノーチラス研究所、1960~70年代、在日基地が米核戦略拠点に指定されていたと米軍内部資料から明らかに。
- 7月20日 2002年度導入目指す情報収集衛星の開発に関する「事前評価報告書」の内容が明らかに。不測事態に対する備えを要請。

**ピースデポの会員になって下さい。**会員には、『モニター』と『会報』が郵送されるほか、情報の利用にあたって優遇されます。(会員種別、会費、手続については、お問い合わせ下さい。『核兵器・核実験モニター』の購読のみも可能です。年間5,000円です。

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

秋山祐子(ピースデポ)、川崎哲(ピースデポ)、青柳絢子、池田佳代、今井齊、佐久間理絵、佐藤毅彦、田形圭、中田真里子、村上由美、吉澤庸子

- 7月20日 米大統領、上院に対してCTBTの批准承認を強く求める。
- 7月21日 米下院、北朝鮮の核開発凍結に関する米大統領の保証と議会の同意がない限り対北朝鮮軽水炉提供を認めない法案を可決。
- 7月22日 米国防総省、「2000年問題」について全システムの94%の対策を終え、核兵器誤発射の危険なしと発表。
- 7月23日 東京フォーラム最終会合開幕。
- 7月23日 米大統領、NMD法に署名。
- 7月24日 東南アジア非核地帯(SEANWFZ)条約の評議会、初会合。
- 7月25日 東京フォーラム閉幕して提言を発表。米口に対する戦略核1000までの削減、朝鮮半島非核化など。(本誌参照)
- 7月26日 第6回ARF、シンガポールで開催。議長声明に北朝鮮のテポドン問題に関する憂慮が盛りこまれる。
- 7月26日 東京フォーラム両議長、小淵首相に報告書を提出。
- 7月27日 日印外相会談。高村外相がCTBTの早期署名を求めたのに対し、9月からの総選挙後に検討すると印外相。
- 7月27日 米大統領、副大統領、ロ首相と会談。START IIIとABM削減条約の協議を来月開始することで合意。
- 7月27日 日米韓外相会談。北朝鮮に強く警告する共同声明発表。足並みをそろえた制裁措置や定期的な協議継続も確認。
- 7月27日 99年度版防衛白書、閣議報告で了承。北朝鮮のミサイルに強い懸念を表明。
- 7月27日 中国外相、ASEAN会談でSEANWFZ条約の付属議定書調印に原則同意。核兵器国としてははじめて。
- 7月28日 印外相、SEANWFZ条約議定書に調印する方針を表明。ロシアも条件付で署名を検討する意向を表明。
- 7月28日 米国防長官、小淵首相、官房長官、防衛庁長官と会談。対北朝鮮連携を確認。情報収集衛星について米は協力の姿勢。
- 7月30日 発効から2年のCWC加盟126カ国中、米を含む29カ国が申告義務を怠る条約違反を続けている事実が明らかに。
- 7月30日 日中政府、日本による遺棄化学兵器廃棄処理の基本的枠組みを定める覚書に調印。
- 7月30日 国連軍縮京都会議終了。アジアの弾道ミサイル拡散問題などが議論された。
- 7月31日 米国防長官、ウクライナ大統領と会談。米が支援するウクライナの戦略兵器廃棄事業を2000年から2006年まで延期することで合意。
- 8月1日 1963年に外相が米大使に「核搭載艦の寄航・通過は核持ちこみに当たらず」と述べていたことが明らかに。米国立公文書館から。
- 8月2日 外務省事務次官、先に見つかった公文書について米との核密約はないという従来の政府見解に影響はないとコメント。
- 8月2日 中国、移動式、多弾頭型を特徴とするICBM「東風(DF)31」と見られる新型長距離地対地ミサイルの発射実験に成功と発表。
- 8月2日 米国防長官、中国のミサイル発射を問題にしないとの姿勢。高村外相は、不快感を表明。小淵首相は「注目している」。
- 8月2日 米陸軍、TMD計画の主要兵器であるTHAADミサイルの迎撃実験を実施。6月10日に続いて2連続の成功。

## 新刊案内

### ◆「核兵器廃絶への新しい道——中堅国家構想」

改訂版が本になりました。

著者:ロバート・D・グリーン

訳者:梅林宏道

序文:ジャヤンタ・ダナパラ

(国連事務次長)

発行:高文研/定価:1,300円(十税)

\*書店で買えます。

\*会員価格、1冊1,000円。郵送料を入れると以下の通り。

1冊+送料(310円)=1,310円

2冊+送料(340円)=2,340円

3冊+送料(380円)=3,380円

4冊+送料(450円)=4,450円

## 沖縄

- 7月20日 アーミテージ元米国防次官補、普天間基地移設で新たに建設される施設は陸上・海上混成基地となるとの見方を明らかに。
- 7月21日 政府、閣議で来年サミットを名護市で開催することを正式決定。
- 7月22日 第31海兵遠征部隊所属の垂直離着陸攻撃機AV8Bハリヤーが再び飛行停止の措置を取られていることが明らかに。
- 7月22日 米海軍原潜艦B・フランクリン級カメハメハがWBに入港。
- 7月23日 AV8Bハリヤー再飛行停止について在沖海兵隊は「米本土で起きた同機事故の詳細が分かるまでの一時的な措置」とした。
- 7月23日 県は臨時三役会議で2000年度の重点施策の基本方針を了承。その中で、普天間飛行場については、県内移設の方針を明記。
- 7月23日 高村外相、AV8Bハリヤーについて、「本質的な欠陥を持った航空機とは考えない」とし、撤去を求める考えのないことを明らかに。
- 7月26日 WBに寄港していた原潜艦B・フランクリン級カメハメハが午後1時過ぎ出港。
- 7月26日 コーエン国防長官、普天間飛行場移転問題の沖縄サミットまでの解決のため、「重要な進展を今後6カ月前後に期待する」と語る。

5ページへつづく➡◆

## 読者のみなさんへ

宛名ラベルのメッセージについて

会員以外の定期購読者には「(定)」が入っています。その他の方々も、定期購読して下さいと幸いです。止める場合は、ご一報下さい。

お送りした号で誌代が切れるとき、「今号で誌代切れ、継続願います。」というメッセージが入ります。また、お送りした号がすでに前号以前に誌代切れになっているとき、「誌代切れ、継続願います。」というメッセージが入ります。